

## 一部繰上償還のご案内

一部繰上償還を希望される方は、次の要領で一部繰上償還申出書を提出してください。

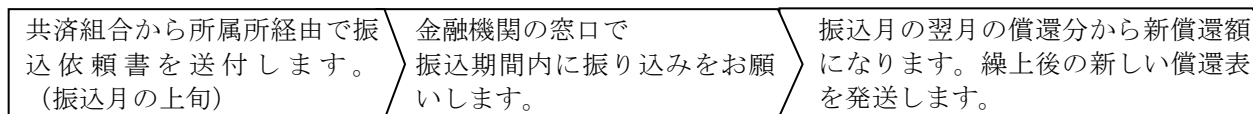
1. 受付期間：受付は年に2回行っております。この期間以外は受付できませんのでご注意ください。  
【夏期】 6月1日～15日  
【冬期】 12月1日～15日  
〔 15日が土日祝にあたる場合は直前の平日が最終締切日となります。 〕
2. 提出書類： 一部繰上償還申出書（ホームページからダウンロード可）及び最新（直近）の給料明細等の写し
3. 繰上金額：一部繰上償還ができる金額は下記のとおりです。現在償還中の貸付が、  
毎月償還のみの方：10万円以上  
ボーナス併用償還の方：20万円以上から（内1/2以上はボーナス償還分に充当）  
※全額繰上償還の場合は、別途手続きが必要です。（この申出書では手続きできません。）
4. 振込期間：【夏期】（6月受付分）7月1日～15日  
【冬期】（12月受付分）1月4日～15日  
〔 土・日・休日を除く  
15日が土日祝にあたる場合は直前の平日に繰上げ 〕
5. 申込方法：受付期間中に共済経理グループまで持参、又は郵送等してください。FAX不可

《窓口受付時間》AM8:30～12:00 PM1:00～5:15

《郵送先》〒231-8309 神奈川県横浜市中区日本大通 5-1

公立学校共済組合神奈川支部 共済経理グループ

### 6. 一部繰上償還申出後の流れ



#### ◆「一部繰上償還申出書」記入上の注意について

- ① 申出に不備があり受付期間内に当人と連絡がとれなかった場合は、繰上申出は取消しとなります。
- ② 申出を取り消す場合は「繰上償還の取消申出書」（支部ホームページに掲載）に振込依頼書と繰上償還内容通知書を添付のうえ、共済経理グループまで返送してください。
- ③ 貸付金の償還状況（残高等）については、貸付決定時に送付している償還表を参照してください。
- ④ 申出書は貸付の種類ごとに1枚ずつ必要です。
- ⑤ 一部繰上償還後、全額繰上償還をされるときは、一部繰上償還入金月の翌月以降に申し込んでください。
- ⑥ 育児休業等により償還猶予の取扱いを受けている方は、猶予金から優先して繰上償還されます。繰上償還額（毎月償還のみの方10万円以上、ボーナス併用償還の方20万円以上）に猶予されていた期間の償還額を加えて償還していただきます。
- ⑦ 希望する一部繰上償還後の償還方法について、新しい1回当たりの償還額の設定には次の制限があります。  
毎月償還分：共済組合の貸付償還金毎月償還分の1か月の総額が給料月額30%以内  
ボーナス償還分： // ボーナス分の1回の総額が給料月額60%以内
- ⑧ 希望する一部繰上償還後の償還方法について、新しい償還回数には現在償還中の残回数より増やす事はできません。
- ⑨ ボーナス分のみを一部または全額償還する場合、毎月償還分の償還額・償還回数は変更できません。
- ⑩ 所得税の住宅借入金等特別控除は、毎月分の償還回数が120回（償還済の回数+今後の回数）未満の場合は、対象になりません。

【連絡先】〒231-8309 神奈川県横浜市中区日本大通 5-1

公立学校共済組合神奈川支部 共済経理グループ

(代表) 045-210-1111 (内線) 8176・8177 (直通) 045-210-8176